

別表十二(二)

「14」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(二) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業年度又は連結事業年度		法人名				
特定法人の名称	1			期首中小企業事業再編投資損失準備金の金額	10	円
経営力向上計画の認定を受けた日	2	・		当期繰越額	当期5年経過後5年間均等益金算入額(23の計)	11
					同上以外の場合による益金算入額(24の計)	12
					計(11)+(12)	13
当期積立額	3			の計	当期積立額のうち損金算入額(3)-(9)	14
積立限度額	4	・		算	期末中小企業事業再編投資損失準備金の金額	15
	5				(10)-(13)+(14)	16
の計	6	$(5) \times \frac{70}{100}$		貸借対照	貸借対照表に計上されている中小企業事業再編投資損失準備金	16
	7				差引	17
算	8	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額		「14」欄 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の44第1項」 ② 「区分番号」欄：「10655」 ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額		
積立限度額超過額	9	(3)-(7)				
				明細	前期末における差額(前期の(17))	20
益金算入額の計算						
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額		期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額(22)-(23)-(24)
	21		22	5年経過後5年間均等益金算入による場合(21)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	(23)以外の場合	
積立事業年度を経過した日の翌日	・	円	円	円	円	円
から5年を経過した日の翌日	・					
から5年を経過しない日の翌日	・					
計			円	円	円	